

第13回 倉敷市教育委員会議事録

1 開催期日	令和3年11月25日(木)		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 14時00分 閉会時刻 16時28分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	井上正義		
	難波弘志		
	大原あかね		
	仁科正己		
	沼本浩彰		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の職氏名			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	黒瀬敏弘	次長	山本明
参事	辻一幸	課長	長野渉
参事	小野敏	課長補佐	堀内秀和
部長	笠原和彦		
参事	三宅香織		
部長	三宅健一郎		
参事	三谷育男		
次長	根岸正治		
6 教育長等の報告			
.....			

7	議題
	議案第49号 令和3年度11月補正予算案（教育委員会関係分）について
	議案第50号 倉敷市立大高小学校調理場・校舎整備事業委託契約について
	議案第51号 倉敷市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の改正について
	議案第52号 代理の承認を求めることについて（県費負担教職員人事異動内申について）
	議案第53号 倉敷市立美術館協議会委員の委嘱について
	議案第54号 倉敷市立美術館美術資料選考評価委員の委嘱について
	議案第55号 倉敷市立自然史博物館協議会委員の委嘱について
8	議事の概要，質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項 別紙のとおり
9	傍聴の状況 公開 傍聴人 0名 議事録者氏名 堀内秀和 議事録署名委員 教育長 井上正義 委員 難波弘志

〈教育長〉 それでは只今から、教育委員会を開催いたします。

只今のご出席は5名、会議は成立いたしました。

前回の教育委員会の議事録につきましては、通常、事前に送付しているところですが、今回、都合により本日お配りをさせていただいております。恐れ入りますが、10月21日開催分の確認につきましては、次回の会議の際にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日の傍聴希望者はございません。

それでは審議に入ります。議案第49号「令和3年度11月補正予算案（教育委員会関係分）について」のご説明を、辻参事、お願いします。

〈辻参事〉 はい、教育企画総務課の辻でございます。

議案第49号「令和3年度11月補正予算（教育委員会関係分）」につきましては、11月定例市議会に提出する議案の作成に係る市長への意見の申出について、議決を求めるものでございます。

それでは、概要をご説明申し上げます。当日配付資料の3ページをご覧ください。

まず、11月補正予算の規模でございますが、上段の表、令和3年度一般会計及び教育費予算額対比一覧表の下から2行目、11月補正額をご覧ください。教育費につきましては、8,014万8千円を増額し、11月補正予算後の教育費の累計は、131億6,290万8千円で、一般会計に占める割合は6.4%でございます。

次に、下段の表をご覧ください。令和3年度教育費予算項別一覧表の一番下の計の欄でございますけれども、令和2年度最終予算額と比較しますと、今回

の補正予算後の額は前年度末比で68.6%でございます。

次に、各項目別の歳出につきまして、その概要をご説明申し上げます。4ページ、5ページの11月補正予算内訳書をご覧ください。

まず、「教育委員会感染症対策事業」1,386万8千円につきましては、感染症拡大防止のため、市立図書館用の体温検知器の購入や、公民館や図書館をはじめとした社会教育施設のトイレを自動水洗に改修するための修繕料などがございます。

続いて、「情報学習センター費」「オンライン学習環境整備経費」2,548万円につきましては、感染症等により通学が困難となった児童生徒の家庭学習を支援するためのモバイルルータ等の追加購入経費でございます。こちらは対象経費に対しまして、国の補助10/10でございます。

続いて、「指導振興費」「小学校指導振興関係経費」から「特別支援学校指導振興関係経費」までの4項目、合わせまして1,910万円につきましては、修学旅行中止に伴うキャンセル料を負担するための経費でございます。

続いて、「幼稚園学事管理費」「一時預かり事業」690万円につきましては、〔国1/3、県1/3〕の補助を受け、感染症拡大防止に必要な備品を購入するための経費でございます。

次の、「学校保健費」「学校健康管理事業」1,480万円につきましては、〔国1/2〕の補助を受け、学校の感染症拡大防止に必要な消毒液等を購入するための消耗品費でございます。

次の、「共同調理場建設費」「新共同調理場整備事業」につきましては、山陽ハイツ跡地を活用して、PFI手法により（仮称）倉敷学校給食共同調理場を整備・運営するため、95億4千万円を限度額として、令和4年9月から令和21年7月までの債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、債務負担行為の補正額といたしましては、同敷地に整備いたします防災備蓄倉庫分の4億4千万円を含めまして、総額99億8千万円でございます。

最後の、「文化財保護費」「まきび記念館管理運営事業」につきましては、まきび記念館の指定管理のため、1,133万5千円を限度額といたしまして、令和4年4月から令和9年3月までの債務負担行為の設定をお願いするものでございます。なお、債務負担行為の補正額といたしましては、たけのこ茶屋・まきび公園分の3,452万5千円を含めまして、総額4,586万円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。こちらは、只今ご説明いたしました、2件の債務負担行為の補正でございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈仁科委員〉 ちょっとだけ教えてください。4ページの一番上の「教育委員会感染症対策事業」1,386万8千円ってあるんですけど、先程、自動水洗ってという言葉を使われたんですけど、今、学校の中で自動水洗って何%ぐらいしているものなんですか。

〈辻参事〉 はい、教育委員会参事の辻でございます。
今のところ正確な数字を持ち合わせておりません。

〈仁科委員〉 この自動水洗は、学校ではないのでしょうか。

〈辻参事〉 学校ではございませんで、図書館や公民館でありますとか、社会教育施設のトイレを自動水洗に改修するためのものでございます。

〈仁科委員〉 トイレの自動水洗ですね。この自動水洗というのは、手を洗うところの水道

のことではないのですね。

〈教育長〉 老松小学校なんかは、手洗い場は手をかざしたら自動に出てきます。

〈三谷参事〉 公民館とかは、仁科委員がおっしゃられたように、蛇口を触らなくても手が洗えるように、手洗い場の自動化をしています。

〈仁科委員〉 ですよ。なので、私は、修繕料1,000万ぐらいだったら、学校全部なんか絶対できないだろうなと思って、それで、他のを抑えてもこれをやってもいいのではないかなとふと思ったので、お聞きしただけです。

〈教育長〉 また、全体で学校がどのくらいの割合できているのか、教えていただけたらと思います。実態がどうなっているのか、また、よろしくお願いします。他の委員さんで何かご質問等ありましたら。それでは、私の方から。この中で修学旅行の中止に伴うキャンセル料については、昨年度の段階でもうこれは難しいということだったんですが、いろいろ交渉の末、していただけるようになったんですね。

〈笠原部長〉 はい。

〈教育長〉 来年度以降どうなるか分からないんですが、キャンセル料ができるだけ発生しないような契約の仕方というか、そこらはどうなっているのか、もし分かれば教えてください。

〈笠原部長〉 はい、学校教育部の笠原です。

昨年は、9月補正でお認めいただいたということだったんですけど、この度、今年度は地方創生臨時交付金を企業への援助であるとかなどのコロナ対応に使っておりましたので、この時期にちょっとずれ込んだという内容のものでございます。キャンセル料というのは主には企画料でございまして、例えば、修学旅行は中学1年のときに、入札を各学校がして決定をします。そのときにどこへ行くのか、何泊するのか、どういう行程なのかを決めます。そ

のときの企画料が、どうしても契約した時点で発生をしているのですが、それについてはキャンセル料を取らない業者もあったり、今は、保険もできているようです。それから、小学校は連合を組んで新幹線に何校か乗って行ったり、中学校にも連合がないわけではないんですけど、ただ、中学校は行く場所は各校で、沖縄であったり、九州であったり、東京であったり、結構バラつきますので、連合を希望するところもしないところもあるんですが、新幹線に乗って九州に行くところ、飛行機に乗って沖縄に行くところ、旅行会社も今年度はこの会社がいわゆる中心になって学校と交渉するという会社もございますので、今からなるべくキャンセル料が発生しないような外注の仕方といたしますか、交渉の決め方を中学校長会も研究をしております。それから、保険になるのか、どのくらいでキャンセル料が発生してしまうのか、まだ決定できておりませんが、校長会の方ではしっかり動いておりますし、基本的には、来年、キャンセル料を出さないつもりで、例えば今、中学1年の予約を取る時期ですので、必ずそのことを含めて交渉してください、というような話にはしております。

〈教育長〉 分かりました。また、これを機にですね、たぶん今年ほとんど県内での修学旅行が多かったと思いますので、また、めどがついた時点で、県内のどういところへみなさん行かれているのか、また、報告をよろしく願います。

他の委員さん方で何かご質問等ありましたら、よろしいでしょうかね。

それではお諮りいたします。

議案第49号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第49号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第50号「倉敷市立大高小学校調理場・校舎整備事業委託契約について」のご説明を、三宅参事、お願いします。

〈三宅参事〉はい、学校教育部の三宅でございます。

配付資料の1ページをご覧ください。議案第50号「倉敷市立大高小学校調理場・校舎整備事業委託契約について」は、11月定例市議会に提出する事件議案の作成に係る市長への意見の申出について、議決を求めるものでございます。

この事業につきましては、本年9月30日の事業者選定委員会において、目黒建設株式会社を代表企業とするグループが最優秀提案者に選定されております。提案内容につきましては、前回の教育委員会でも簡単に説明をさせていただきましたが、特に「調理場と校舎の合築によって運動場を広く取ることができる」であるとか、「将来的に教室を増設できる」、「(調理場では)非常に高い衛生基準に対応する内容であった」とか、そういったことが高く評価されました。倉敷市教育委員会では、このグループを優先交渉権者として交渉を進めてまいりました。この度、仮契約の締結をいたしましたので、市議会の承認を得るために提案するものでございます。提案理由としましては、倉敷市立大高小学校調理場・校舎整備事業委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び倉敷市の議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案するもので、契約金額や契約期間などは記載のとおりとなっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

〈仁科委員〉前回、内容につきましては、全部お伺いしていますので何もございませんが、

この調理場と校舎整備事業については、校舎の整備というのがメインだったのでしょうか。それとも調理場というのがメインだったのでしょうか。もし分かれば教えてください。

〈三宅参事〉とても回答が難しいご質問なんですけれども、実は、児童数が多い学校でございまして、教室不足ということも解決しないといけない課題の一つでありましたし、あと、調理場については、とても狭くて古い調理場を使っています、これについても更新しなければならないという喫緊の課題であるというふうに考えておりました。どちらも一度に解決するような内容の事業であるというふうには考えています。どちらが優先かと言われると非常に回答が難しいです。

〈仁科委員〉ということは、この考えでは、一番最初に出すときの段階では、調理場と校舎とセットにした選定ですか。ちなみに分けられないと思うんですけど、調理場と校舎整備費の部分で17億5千万円というのは、大体、割合ですとどんなものになるのでしょうか。

〈三宅参事〉詳しい資料を持っていないんですけれども、割合からすると、調理場の厨房備品とかを入れると、調理場の方が若干高く出るのはないかなという認識でおります。ただ、大高小学校の2階が普通教室で、3階に通級教室が入るということで、通級教室については、やはりちょっと使い易い個室対応でというふうなことになっていますので、金額の割合でいうと、ほぼ半々ぐらいになるのではないかなというふうには考えています。あと、新しい校舎なので、老朽化した渡り廊下とか、そういった付属するような工事も中に入っておりますので、内訳としてはそういう感じかなと思います。正確な数字を手元に持っていないので、大体の感じでお答えをさせていただいております。

〈仁科委員〉ありがとうございます。前、西阿知幼稚園と小学校の改修は、大体17億円、

全体で大体22億円ぐらいだったと思うんで、17億円って結構な金額になっているなと思って、それで、調理場がどのぐらいのウエイトを占めるのかなってということで、校舎どの程度かなというのをちょっとお伺いしたかっただけです。ここの調理場は、ここの小学校の児童だけに提供する調理場と思ってよろしいでしょうか。

〈三宅参事〉 そうです。

〈仁科委員〉 ありがとうございます。

〈教育長〉 他にご質問等ございましたら、よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。

議案第50号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第50号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第51号「倉敷市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の改正について」のご説明を、三宅部長、お願いします。

〈三宅部長〉 はい、生涯学習部の三宅でございます。

元々配布している資料であれば3～4ページ、当日配布資料でありますと7ページをご覧いただけたらと思います。少年自然の家条例施行規則の一部改正につきましては、令和元年12月19日開催の教育委員会におきまして、ご審議いただきまして、ご承認いただきました。令和4年4月1日から施行することとしていますが、自然の家の利用者の利便性を高めるために、この度「施行規則の一部を改正するための規則」の一部を改正するものでございます。具体的には4ページに（新）（旧）という表現を書いておりますが、分かりやすいのは当日配布資料の7ページです。ここにありますとおり、使用する1か月前までに教育委員会に申請しなければならないという項目を

廃止します。これに伴いまして、使用する1か月前までに申請できなくても、教育委員会が必要と認めた場合はこの限りではないという記述も併せて削除ということになります。左側の（新）にあります下線のところが抜けたような形が新しい文言となります。以上、簡単ですが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉 どれぐらい前までに申請しなければいけないんですか。

〈三宅部長〉 例えば、前日に申請しても空いていれば使えるということです。ただし、空いているという条件がありますので、当然、子どもたちの利用しているときは使えません。以上でございます。

〈大原委員〉 ここを使われるのは、まだこれからですよ。実際、どれぐらい前に皆さんなさっているのか。本来だったら、1か月前でどれぐらい不便だったかをみて変えた方が分かりやすいかとは思いますが、どれぐらい利便性が上がったか、また教えてください。

〈三宅部長〉 自然の家の利用はやはり学校が多く、一般のお客様の利用が少ない状況でした。今度は、民間の方にもっと利用していただいて、使っていただこうと考えています。今までの実績の数字は、今、手元にはございませんが、一般利用が少なかったという事実は間違いありません。また、調べてご報告をいたします。

〈教育長〉 また、詳しいことが分かりましたら、お願いします。他の委員さんでご質問等ありましたら。

それではお諮りいたします。

議案第51号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第51号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第52号「代理の承認を求めることについて（県費負担教職員人事異動内申について）」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉はい、学校教育部の笠原です。

会議資料5ページをご覧ください。議案第52号「代理の承認を求めることについて」でございますが、本議案は事前に教育委員会にお諮りすることができず、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定によりまして、「県費負担教職員人事異動内申について」別紙のとおり、教育長が事務処理を代理しましたので、その承認を求めるものでございます。

会議資料6ページをご覧ください。そこにありますように、倉敷市立船穂中学校・江木由美校長の休職に伴いまして、令和3年11月6日付けで、倉敷市立東陽中学校から稲田修一副校長が倉敷市立船穂中学校校長として着任いたしております。また、そのことに伴いまして、倉敷市立東陽中学校には、倉敷市教育委員会情報学習センターより、守谷和幸指導主幹が教頭として着任いたしております。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

〈教育長〉はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉情報学習センターというのは、今、一人一台とか、そういったところで、かなりお忙しいところだと思うんですけど、そこの方が中学校の教頭先生にいらっしゃるということは、この部署の補完っていうのがどうなっているか、念のため、教えていただけますか。

〈笠原部長〉はい、学校教育部の笠原です。

一番良いのは、途中で学校の方から、情報学習センターの方に指導主事を派

遣するのがよいのですけれど、それが叶いませんので、欠員のまま、ひとまず3月31日までいく予定ということとしております。

〈教育長〉 情報学習センターは、組織改正について案を公表したように、強化する方向で今、市で検討しているということですので、また、決まりましたらご報告させていただこうと思います。これは、いわゆる校長については欠員とすることができないということですね。教頭については欠員とすることはできますが、校長はどうしても学校が困るので配置をしたということですね。

他はよろしいでしょうかね。

それではお諮りいたします。

議案第52号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第52号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第53号「倉敷市立美術館協議会委員の委嘱について」のご説明を、三宅部長、お願いします。

〈三宅部長〉 はい、生涯学習部の三宅でございます。

配布資料の7～9ページをご覧ください。議案第53号の「倉敷市立美術館協議会委員の委嘱について」ご説明をいたします。倉敷市立美術館協議会委員は、倉敷市立美術館条例第19条におきまして、委員の委嘱について規定しております。この度、協議会委員8人の任期が令和3年11月30日をもって満了することから、令和3年12月1日から令和5年11月30日までの2年間を任期として新委員に委嘱するものです。8ページから9ページにかけて、新委員の一覧を（案）としてお示ししております。委員8人のうち3名の方が新任、5名の方が再任でございます。いずれの方々も、芸術分野でご活躍されておられ、当該職に深い理解をお持ちでございます。なお、女

性委員の登用率は50%でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それではお諮りいたします。

議案第53号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第53号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第54号「倉敷市立美術館美術資料選考評価委員の委嘱について」のご説明を、三宅部長、お願いします。

〈三宅部長〉 はい、生涯学習部の三宅でございます。

配布資料の10～12ページをご覧ください。議案第54号の「倉敷市立美術館美術資料選考評価委員の委嘱について」ご説明をいたします。倉敷市立美術館資料選考評価委員は、倉敷市立美術館条例第21条において規定されており、市立美術館が収集する美術作品などの選考及び評価に関することや寄贈の受入れについての審議を行っているものです。この度、評価委員5人の任期が令和3年11月30日をもって満了することから、令和3年12月1日から令和5年11月30日までの2年間を任期として新委員に委嘱するものです。11ページから12ページにかけましては、新委員の一覧を（案）としてお示ししております。委員5名のうち1名が新任、4名が再任でございます。いずれの方も、美術分野でご活躍されておりまして、当該職に深い理解をお持ちでございます。なお、新しく任命された浅利尚民氏は、例えば、近世日本絵画の目利きの方ということで、その分野に詳しいことをお願いしております。それから、小倉実子氏及び守安収氏ですが、2名と

も任期につきましては審議会委員等の任用基準に関する規程の第5条(再任の制限)に該当される方でございます。ただし、小倉氏は京都国立近代美術館主任研究官として日本画を専門とし、特に京都画壇を中心とする日本画の研究者でいらっしゃいます。日本画の選考員として最も適任であること、それから、守安氏におかれましては、岡山県立博物館とか岡山県立美術館に長年勤務されておりまして、近世の日本画を専門としながら、近代美術についてもお詳しい方ということで、引き続きお願いしたいということで、今回、(案)をお示しさせていただいております。なお、女性委員の登用率は40%でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いたします。特に、よろしいでしょうかね。

それではお諮りいたします。

議案第54号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第54号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第55号「倉敷市立自然史博物館協議会委員の委嘱について」のご説明を、三宅部長、お願いします。

〈三宅部長〉 はい、生涯学習部の三宅でございます。

配布資料の13～15ページをご覧ください。議案第55号の「自然史博物館協議会委員の委嘱について」ご説明をいたします。倉敷市立自然史博物館協議会委員は、博物館法でその職務や設置が定められておりまして、倉敷市教育委員会におきましては、倉敷市立自然史博物館条例第13条で委員の委嘱について規定しております。この度、協議会委員10人の任期が令和3年11月30日をもって満了することから、令和3年12月1日から令和5年

11月30日までの2年間を任期として新委員に委嘱するものでございます。14ページから15ページにかけては、新委員の一覧を（案）としてお示ししております。委員10名のうち、1人が新任、9の方が再任でございます。いずれの方々も、自然科学の分野でご活躍されておりました、特に今回、石垣忍氏におかれましては、快く受け入れていただきました。女性登用率は30%でありまして、目標とする40%には届いておりません。なかなか該当する方がいらっしゃらなくて、探すのも苦労しているところなんです。これからも登用の方に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いたします。

〈仁科委員〉 探すのに苦労していますという言葉を受けてですね、自然史博物館協議会とかいう形のメンバーでしたら、私は、年齢は気にしなくても大丈夫だと思うんですけど、年齢の制限とかっていうのはあるんですか。

〈三宅部長〉 年齢制限はあるんですが、例えば、ここに書いていますけども、定数は15名以内ということになっておりまして、今10名でございます。友の会の方、ここで山崎さんと吉岡さんのお二人に入っております。友の会の方にお願することは可能なんですけど、友の会の方もちょっと遠慮されているようです。吉岡会長に声をかけてみて、どうかなというのを聞いてみたいと思います。

〈仁科委員〉 協議会によっては、やっぱり若めの方がいいなというところと、こういう形の方もやっぱりいろいろ見識を持ってやられていいなという方と、いろいろあるんじゃないかなと思います。

〈教育長〉 他はよろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。

議案第55号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第55号は可決することに、決定をいたしました。

〈沼本委員〉 ちょっとさかのぼるんですけど、議案第52号の人事異動について、現部署の職名と新しい職名があるんですけど、教頭先生が2人になって副校長がいなくなったという、東陽中学校はそのようになったのでしょうか。それで、副校長がいなかったことによって差し支えがないのか、このあたりを教えてもらえたらと思います。

〈笠原部長〉 はい、学校教育部の笠原です。

実は、学校の規模によりまして、いわゆる校長職と副校長・教頭職の人数が学級数によって決まっております。この東陽中学校は、校長1人に対して副校長、もしくは教頭の2名という学校でございまして、今、校長、副校長、教頭とおりましたが、その副校長が出ましたので、今の体制は、校長、教頭、教頭となっております。複数の教頭を置くことで、いわゆる学校運営・学校経営をスムーズに円滑に行っていこうということで、学級数によって副校長、教頭を複数置くようになっていますが、副校長人事も承認人事でございまして、途中で教頭から副校長にということではなくて、年度の終わりに承認をして副校長になるという場合が全てでございまして。ですから、校長、教頭、教頭でも何ら差し支えないんですけども、副校長・教頭職を複数置かなければならない規模の学校であることに変わりはないので、途中人事の中で教頭、教頭と配置をしているというのが現状でございまして。

〈沼本委員〉 副校長がいなくなっても差し支えない学校運営であれば、問題ないのかなと思っております。

〈教育長〉 それでは、協議事項に入ります。協議第1号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」のご説明を、辻参事、お願いいたします。

〈辻参事〉 はい、教育委員会参事の辻でございます。

協議第1号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」につきまして、事前送付資料の冊子（案）をもとに協議をさせていただきます。

まず、点検評価の今後のスケジュールについてでございますが、本日協議をいただきました内容にて学識経験者にご提示をし、ご意見をいただきます。学識経験者の意見を記載した最終案を、現在の予定では来年1月の教育委員会に議案として提出をし、ご議決をいただけましたら議会に提出をいたします。また、ホームページに掲載し公表をいたします。

続いて、点検評価報告書の説明でございますが、私からの説明は、報告書の構成などを中心にさせていただきます。施策の内容、「評価」や「課題と今後の方針」などにつきましては、ご質問をいただき、個々に回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、冊子の方をご覧ください。点検・評価の対象は令和2年度でございます。冊子の構成は、昨年度のものから基本的には変更をしております。

1ページをご覧ください。こちらから3ページまでに教育委員会の活動状況といたしまして、定例会の開催状況や議決案件などを掲載しております。

4ページ、5ページをお願いいたします。こちらには、点検・評価の対象、実施方法について記載をしております。なお、5ページの一番上に記載しております方々が、今回、ご意見をいただきます学識経験者の先生方ございまして、昨年度と同じ方をお願いをしております。

次の6ページ, 7ページは, 倉敷市第六次総合計画, 倉敷市教育大綱, 倉敷市教育振興基本計画の施策体系表でございます。

8ページからは重点施策の点検・評価を掲載しております。令和2年度の重点施策のテーマは4つです。倉敷市教育大綱の3つの目指す市民の姿に加えまして, 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興をテーマに加えております。一つ目の重点施策のテーマ, 「災害からの復旧・復興」は「安心して学習できる教育環境の整備」を目指し, 9ページに掲載しております3つの重点施策で取り組んでまいりました。「評価」と「課題と今後の方針」につきましては, ご覧のとおりでございます。

続きまして, 11ページをお願いいたします。重点施策のテーマ「目指す市民の姿①思いやりの心を持ち, 自分らしく, たくましく生き抜くひと」では, 15の重点事業に取り組んでまいりました。

新規事業が, 13ページに記載をしております「学校防災推進事業」, 「交流保育事業」, 「GIGAスクール構想に対応したパソコン等整備事業」の3つ, 拡大事業が同じく13ページに記載しております「公立幼稚園3歳児保育・預かり保育実施事業」でございました。

14ページに「評価」と「課題と今後の方針」を記載させていただいております。

続きまして, 16ページをお願いいたします。重点施策のテーマ「目指す市民の姿②夢と生きがいを持ち, 学び続けるひと」につきましては, 5つの重点事業に取り組んでまいりました。

17ページをお願いいたします。新規事業は「高梁川流域出前自然史博物館事業」でございました。

18ページの「評価」と「課題と今後の方針」は記載のとおりでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。重点施策のテーマ「目指す市民の姿③ふるさと倉敷を誇りに思い、倉敷の未来を担っていくひと」では、8つの重点事業に取り組んでまいりました。新規事業は「高梁川流域こどもサミット事業」、この事業は延期させていただいておりますが、拡大事業は「地域連携による学校支援事業」でございました。

次のページに「評価」と「課題と今後の方針」を記載をさせていただいております。

23ページからは基本施策の点検・評価でございます。13の基本施策と45の個別施策、そして、再掲を含めまして143の個別事業に取り組んでまいりました。それぞれの基本施策には施策に対する考え方、数値目標を掲載し、評価指標と指標の算出方法、そして、目標値と実績値のグラフを掲載をいたしております。

次に「施策を推進する主な事業の評価」といたしまして、個別事業それぞれの目的、実績、今後の方向性を掲載し、まとめといたしまして、基本施策の「課題」、「今後の取り組み方針」を記載し、学識経験者の意見をいただき掲載をすることといたしております。簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご協議のほど、よろしくをお願いいたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉 27ページに不登校のことが書いてありましたので、実は、先週木曜日の午後にオンラインでの文科省と神奈川県教育委員会が主催するオンライン教育会に参加しました。前半が講演会で、後半の1時間20分ぐらいが不登校の分科会に出席したものですから、5人での分科会の会議なので、結構、発言の場がたくさん出てくるものですから、いろいろと聞かれるかなと思っ

て、担当の方にいろいろと倉敷市の実情とか対策、取り組みを教えていただいて、できるだけ倉敷市の現状を詳しく説明をしてきました。それと、私の考えも述べてきました。大体、倉敷市と同じようなことでやっているようでして、倉敷では、ふれあい教室、不登校で登校できない子の居場所をつくるということで、5か所につくって、一応、定員としては96名ぐらいあるのが60名程度在籍して、いろんな教育を受けているという状況のようでした。それから、私が少し気になったのが、不登校支援員とか学習支援員とか、かなりの数の方を雇用して各学校で個別に対応しているようでしたので、そのことも倉敷の特徴的なことというので話しておきました。それから、この人たちは教員やカウンセラーではなく一般の方を雇用しているようですが、その代わりに不登校支援対策の研修会を年に8回程度開催して、資質の向上に努めていると言われていましたので、ちょっと安心しました。それで、ここで私が思ったのが、鎌倉市の教育長さんがこの分科会の司会をされていて、自分のところの取り組みを割と言われて、もちろん、個別の学校での対策はどれも同じようにしているんですけども、「鎌倉ウルトラプログラム」、ホームページを見たら分かるって言われたんですけど、ここを読むと「鎌倉市では不登校の児童生徒をはじめ、主に通常学級に馴染めない児童生徒を対象に、児童生徒の興味・関心等においた体験活動を基盤とした探求型の学習プログラム」を行っているようでした。結局、そういうプログラムを作って、それに参加することで学校以外の場所でのいろんな学びの場から、そこで学校の登校に繋げていくという、なかなか、話を聞いているといい取り組みだったように感じたものですから、倉敷市の27ページを見ると赤い線と青い線とが大きく解離してきているところもありますし、前回の議会の答弁書を見ると小学校では5年間で106名増えたと書いていましたよね。中学校も30

名程度増えてきていますし、ぜひ、まず最初から不登校を減らすようにいろんな努力をしてくださっているのはよく分かるんですけども、プラス、ふれあい教室の場合、オンラインで授業が配信できるとか、それから、個別に家からでもできるようにするなど、そういったいろんなものを使っての授業の配信も、今後、優先項目に入れて、ぜひ、倉敷市の取り組みというのをアピールしていただきたいかなというのは感じました。

〈沼本委員〉実は、そのふれあい教室のことで、難波委員が話されたので、私の意見をお伝えしたいんですけど、この31ページをご覧ください。まさに、ふれあい教室事業というのが一番上にあります。真ん中の行に「うち中学3年生の生徒は21人であり、20人が進学した」ということなので、まさに、この事業というのは、中学3年生の当事者については必要であるべき事業なんだなというのは、パーセントを見ても分かると思います。先程、難波委員が言われた、96名の定員で約60名ですかね、前回の教育委員会議で5つのふれあい教室の中でも、やはり、定員割れをしてるところと定員オーバーのところがあるというふうに聞きました。この数字を見る限り、定員オーバーのところの今後の手当をぜひ、してもらいたいなど。入りたくても入れない人が待機するようなことのないような、ふれあい教室が5つの中で数校だと思うんですけど、待機する生徒が出ないように手当をしていただきたいというのが一つと、やはり逆もあって、定員割れをしているところについては、縮小とかいう見直しも必要なのかな、なぜなら、学校が適正配置で無くなるような時代ですから、ふれあい教室についても、やっぱり見直しというのは必要なかなというのもございます。ぜひ、強く私は、難波委員の話を聞いてですね、このことをちょっとお伝えしたかったので、よろしくお願いします。

〈教育長〉 今の実態がご説明できたら、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉不登校対策につきましては、いつもみなさんからいろんなご意見をいただいて、我々も参考にさせていただきながら、今後、取り組んでいかなければならない喫緊の課題だということは、十分、認識をしているつもりでございます。27ページで申しますと、上側が小学校、真ん中が中学校になっております。そこへ令和2年の全国と岡山県の出現率も載せております。少ないからまだいいというつもりはないんですけど、小学校ですと全国で1.0%の出現率が、もう倉敷もすぐそこまできてるといふふうに認識をしています。岡山県は0.94%。それから、中学校ですと全国で4.09%、倉敷市は2.76%。全国的にも不登校は年々増加しています。そんな中で、我々は何ができるのかということを考えながらやっていく必要があるというのが一点、それから、もう一点は、我々の方針は「つなげる不登校対策」といって、まず、教室でつなげる、つまり、不登校にならないように魅力ある授業であるとか、ちょっとしたサインを見逃さないであるとか、そういう未然防止の取り組みに誠心誠意取り組むことがまず大事、もう一つは、不登校になった子どもを必ずどこかへつなげる取り組み、委員が言われたとおりでございます。倉敷教室は24名の定員で、他の4教室は18名の定員になっています。玉島も一時期8～9名の定員で余りはあったんですが、やはり、年度がどんどん進んでくるときに不登校というのは増えてくる傾向があります。3月末から4月の1か月間は一旦学校に戻すんですね。もう一度体験から始めたり、もう一度保健室登校にチャレンジしたりする期間としています。そのまま学校に来られる子もいますが、5月からふれあい教室に戻る子もいます。ただ、ふれあい教室も、今もう玉島教室も18名、体験も10名ほどしているんですけど、体験でおそらく来年度の初めにはいっぱいになるのではないかと、18名の満杯になるのではないかなと思っています。そんな

中でやっていますので、特に水島教室、いわゆるライフパークの中にあるところが、18名の定員が早い時期からいっぱいになりがち傾向はございますので、そこをどういうふうにしていくのか、例えば、子どもは毎日来るわけではないんです。5日間のうち2日は来られるとか、1日は来られるとか、そういう来ない日が上手く組み合わされればいいんですけども、一人の支援員が大体6名ぐらい見てるんですね。来ない子もいれば来る子もいる、そういう中で何とか調整できないか、何とかこういう場所が使えないか、そういう活用も考えながら、ふれあい教室については、委員がご助言いただいたことについては、今、教育センターの方でも考えているところでございます。適応指導教室は当然、学校とつなげる、場合によっては民間のデイサービスのような子ども対象のところに行っている子もいて、それが、保健室登校ができたして教室に上がってくる子もいます。今まだ全国や国とは差はありますけれど、不登校の子を減らしていく、特に中学3年で進路保障などのこともありますので、中学3年になるにつれ学校には登校できるようになる子、別室登校を利用する子、そういうような流れを保ちながら一人でも多くの子どもたちが登校できるように取り組んでいきたいと思っています。

〈難波委員〉その会議の中でも、ちょうど今日の報告事項の4番目でしたか、令和2年度は小学校が230、中学校が351という数字を出して、これは、全国平均よりも低いということも言うておきました。今は小学校に行けてない、中学校に行けてないけれど高校には行きたい子どもにとって何が一番ネックになるかといえば、やっぱり学力なんですよね。心身症外来などで評価をすると、2年間と長期間学校に行けていない子は2学年ぐらい下の学力しかなかったりします。ですから、特に小学生の子のふれあい教室の指導に関しては、オンラインを使ったりしながら、そのあたりの学力を上げられるような指導

もいろいろ考えていただければと思います。学力さえあれば高校に行きたいということは、みんな思っているようですから、対応をよろしく願います。

〈大原委員〉学校に行かない子も行かれない子も、やっぱりきちんと教育の機会が必要だと思います。それは、教育委員会の方、皆さんよくご存知で、努力なさっていることも伝わってきます。でも、こぼれ落ちる子がいるなら教育委員として、こういう動きをしてくれたらあの子たちに手を差し伸べられるとか、そういうことがあったら、ぜひ、言っていただきたい。皆さんにやれやれ言うだけではなく、やっぱりできるようにする環境を作るのが我々の仕事だと思いますし、特に、学校に行かれない子に関しては本当に共有して何とかしたいと思っていますので、そこは皆さんだけが頑張るのではなく、ぜひ、こちらにもやるべきことは言ってください。よろしく願います。と言っておきながら、27ページの目標数値というのを出している基準というのを教えていただけますか。つまり、学校って行っても行かなくてもいいという認識の中で、学校に行かないと決めている行かれない子たちを、目標値0.24%とする意味が私にはよく分からない。何%でも行かない子がいてもいいと思っているんですけど、ここの0.24%の意味を教えていただけたらと思います。

〈笠原部長〉目標をゼロにする方法もあったかもしれませんが、現状の0.85%が0.24%になるのはなかなか難しくなっていますので、見直しも必要ではと思っています。例えば、倉敷市が0.85%だということは、1,000人に8人が不登校ということとなります。そうすると、大体、学年4,200～4,300人おりますので、30人ほどが不登校となります。中学校に至っては1,000人あたり27人ということになります。ですから、一学年4,

000人でいうと4倍すると、100人近い子が不登校ということになっています。中学校がどうしてもこんなに多いのかは中1ギャップだけでは片付けられないようなこととなっています。ですから、数値については本当に見直す必要があると思っていますが、0%というわけにはならないため、こういった目標を出しています。

〈大原委員〉全然0%にする必要はないと思うんです。行かないと決めている子は行かなくていいので、ここの数字にはこだわっていません。ただ、例えば、学校が何かしら力が足りてなくて行かれない子がいるならば、その子は行かれるようにすべきだと思うんですね。学校側の何か足りなくて行かれない子の割合とかがこういった目標数値になるならば、それを減らすというのは非常に合理的だと思います。でも、行かないという選択肢を生徒たちが提示しているときに、行かない子の数字を目標にするというのは合理的でないように思います。それぐらいだったら、さっきおっしゃった、例えば、ふれあい教室に行きたい子がみんな行かれているのかとか、学校に行っていない子にきちんと教育が提供できているのかとか、そういう数値をここに当てはめる方が分かり易いかなと思いました。学識経験の先生方のご意見をぜひお聞きください。よろしく申し上げます。

〈教育長〉 はい、ありがとうございます。今、ご意見がたくさん出たので、また学校教育部の方で検討していただくようお願いします。あと、中学校3年生が卒業した時点の、いわゆる無業者ですね、高校にも行っていない、仕事もしていない子どもさんが一番多かったときは、たぶん、120名ぐらい全市でいたというのが、今から10年ぐらい前で、かなり今は減っていると思うんですが、そのあたりの推移がもし分かるのであれば委員さん方にちょっと見ていただいて、いろいろ示唆をいただければと思います。要は、無業者をつくると

その上に高校の中退者がそれに加わって、今、言われてる80・50問題というんですかね、高齢者の方が50歳の引きこもりの方を世話しているようなことに繋がっていくので、とにかく早い段階で不登校を少しでも解消する必要があると思います。そうはいつでも、高校で治るケースもかなりあるんだということを市立高校で伺っていますので、そのあたりの実態がどうなのかが分かれば、さきほど大原委員が言われた、いろんなところでご協力いただければ少しでも改善していくとは思っているので、いろんなデータを基にまた話ができたらと思いますので、よろしくお願いします。

〈難波委員〉 議会の答弁の中で見たかと思うんですけど、倉敷市立の中学校を卒業して高校に進学できていない生徒は1%未満、4,300人中38人というのが載っていました。不登校というのは、なかなか本当に原因が多岐にわたりますし、私も実際に関わっていると、何でこの子が学校に行けないのかと思ったりすることがあるんですけども、この前の文科省の会議で、最後の砦ではないですけども、どうしても行けないときに時々頭に浮かべてほしいのが、医療です。今も岡大の心身症外来に相談しながら、不登校のことを扱っていますので、それもひとつ頭に浮かべてほしいのを会議で発言したところ、鎌倉市の教育長さんもハッと思われたみたいで、それを最後のまとめのときにも言われていました。どうしても学校の現場とか今の教育委員会で対応できないときは、専門に対応している医師もいるということのを思い出して相談してみることを考えてみていただけたらと思います。

〈教育長〉 はい、ありがとうございます。今、笠原部長、お医者さんにご相談しているケースなんかは、市全体であるんですかね。

〈笠原部長〉 運用できてないんですけど、そっちにいざなおうとして、なかなか難しさも一方であったりする場合も今までにもありました。学校だけでは解決しない

時には、医療にお願いをしたり、福祉にお願いをしたり、警察にお願いしたり、弁護士さんにお願いしたり、そんなことをしながらでないと、例えば、家庭支援などが入ってくると、やっぱり福祉の方に協力を得ないといけないことはたくさんございます。病院に行ったらどうですかといったときに抵抗もあったりして、その難しさは確かに今までにちょっとありました。ただ、いろいろな方法の中に医療があればリーフレットの中で紹介するといった広報の仕方もあるなと思いました。

〈教育長〉 保護者の方も親としてもどうしていいかわからないというのをよく聞かれるので、医療に関することをアドバイスすることも大切に思います。

〈難波委員〉 例として、頭が痛いとか、お腹が痛いとかいうことで親を困らせながら、それがだんだん本当に行けなくなってしまうことがあります。初期の時点でかかりつけの主治医の意見を聞きながら、専門家に相談するというのも一つの方法です。そういった流れを頭に入れておけば対応も広がると思うので、選択肢として入れておいていただければと思います。よろしくお願ひします。

〈教育長〉 辻参事、今は一応、委員さん方のご意見をいただきましたが、このあとの流れはどういった形になりますか。

〈辻参事〉 本日も協議いただいた内容につきまして、必要であれば直しまして、学識経験者の方にこれをご提示してご意見をいただくようになります。そのご意見をいただいたものが戻りまして調整が整いましたら、再度、教育委員会に提出をさせていただきます。今度は議案として提出をさせていただきます。そこで議決をいただければ、次に、議会への提出ということになります。それから、ホームページに公表をいたします。

〈教育長〉 本日、例えば、こういうところを直してほしいとかなどのご意見があったら、

まだ直せますでしょうか。

〈辻参事〉 はい。

〈教育長〉 それなら、最終的に1か月ぐらいのちに、それができてくるんですね。

〈辻参事〉 そうですね。

〈教育長〉 それでは、委員の皆様方、もし、ここをこう変えた方がいいというようなご意見等がありましたら、全部できるかどうか分かりませんが、事務局の方へご意見をいただけたらと思います。

〈仁科委員〉 私は、直してほしいとかではないんですけど、第6次総の最後の年度で、令和2年度だからコロナが始まったばかりで、だから、その部分の中で学校が急に休みになったりとかいう中で、すごく頑張ったんだなということをしみじみ思っているんですけど、そういうことが感じられればいいなとふと思ったんですけど、そういうのはあえて出せないんだなと思いました。どうしてもコロナの関係で、参加者も減っているし、ボランティアの方も減っているしと、だから、そういう形のグラフが出てきたときに、何も分からないと何も分からないままで、このデータだけが出てしまうのではないかなというふうに思いました。そんな中で、前も一度、支援員の方とかサポーターの方とかカウンセラーの方とか、一覧表にしてみてくださいませんかとお願ひしたことがあるんですけど、それはまた今度でいいんですけど、教育委員会の場合どうしても、設備とか建物だとかそういったものと、それから、支援員さんとかそういった形がどうしても大きくなるので、そういった形の部分でちゃんとそこに必要なものが当てはまるような形をしていかないと絶対にいけないと思うので、ここに出さなくていいんですけど、個人的には人件費などの金額が入った一覧表があると、何が足りないのか、何ができたらいいのか分かるようになるのではと思いました。そんな中で金額でいうと、2

0ページの下からの2つ目の「地域連携による学校支援事業」ということで、これはボランティアさんに動いていただいているという形だと思うんですけど、その中で約4,000万円ぐらいの決算額になっているんですけど、どういった形で支出しているのかが一点。それから、延べ20万人のボランティアの方がどのように関わっているのかが一点。それからもう一点が、34ページの一番下に「授業中にICTを活用して指導ができる教員の割合」と書いてあって、青い線がどんどん下に下がっているような絵があるんですけど、コロナのために大変だったのはよく分かるんですが、ICTとかそういうものは逆に上がっていかないといけないんじゃないかなというふうに思いましたので、このへんのところは、今後、いろんな形で支援があるのかなということを思いました。ということで、少し教えていただけたらと思います。

〈三宅部長〉 はい、生涯学習部の三宅でございます。

ご質問がありました「地域連携による学校支援事業」なんですけど、ここに書いてますが、トータルで小学校区が49か所、中学校区が20か所、基本1か所あたり年間で約60万円出ています。月額でいうと5万円出ています。ほぼ、使われているのは消耗品とか、あと、講師を招いたりする謝金にも使われています。端数が出ているのは、最終的に精算をするため、こういう端数が出ます。これは、国から事業費の3分の1の補助が出ますので、国の補助の範囲内で対応しているためです。ほぼ毎日学校支援に来られているボランティアさんもいらっしゃるようです。

〈教育長〉 極端に数字が下がったところは、明らかな理由があれば四角カッコにぐらいに記載してはいかがでしょうか。コロナの感染のため中止にしたというのは、これははっきり分かるんですが、34ページのICTができる教員の割合が

これだけ落ちている理由も説明しておけばよいのではないかなと思います。

〈辻参事〉 これは文科省の実態調査という部分もあるんですけど、先生方の実感として、
どんどんICTが高度化していく中で、自分はそこまで達していないと思
われている方がいらっしゃるようです。

〈教育長〉 レベルが、やっぱりちょっと上がってきていると認識をされている。

〈辻参事〉 GIGAスクールも目前に控えた状況の令和元年度でしたので。

〈教育長〉 見られた方が分かるように、特に極端に下がったところと上がってるところ
で理由が付くものについては記載を考えてみてください。

〈辻参事〉 分かりました。情報学習センターに確認をとりまして、公表できるような内
容であれば対応します。

〈教育長〉 大体、予算を執行してないのは、コロナによって延期とか中止にというのは
理由が書かれてるので。

〈辻参事〉 今GIGAの本格導入期が始まりましたので、相当率も上がってきていると
考えられますので。

〈教育長〉 また検討してみてください。他に、委員の皆様方で、何か気付かれた
ことがありましたら。

〈大原委員〉 34ページの「学校が楽しいと思う子どもの割合」と、「困った時、悩みが
ある時に相談する人がいると答えた子どもの割合」というのが出ているんで
すが、先生の割合も同じぐらいですかね。先生も高い割合で学校が楽しいと
思ってくださいっていて、悩みをちゃんと相談できているのかなと思いつなが
読んでいました。先生方のそのあたりも分かったら教えてください。

〈笠原部長〉 私が一番気にしているのは教職員のばらつき感でございまして、飲み会もな
ければいろいろなインフォーマルな繋がりがどんどん細くなっているの
ではないか。子どもも一緒です。特別活動で修学旅行に行くのにも、今までだ

つたらもっと時間をかけて、しかも計画をして実行委員を作ってしていたものが、どんどんそこも細くなって日帰りになったりして、そういう意味では、ここから先1～2年後に教職員の集団が上手くいくのだろうかとか、そういうことまで心配をしています。今日もいいようにいったねという授業だと教員も楽しいのですが、今は教員も楽しくないかもしれないなと思います。ただ、やりがいがあって、先生が元気でないといい授業をできないということは、本当にそのとおりだと思いますので、我々も頑張らないといけないと思っております。

〈教育長〉 今の大原委員の言うことに関連して、とにかく、採用試験の小学校の倍率が軒並み毎年下がって、ついに3倍を切るという、ほぼ人気がない仕事になってしまったので、やっぱり、教員というのは生きがいがある仕事だということをPRしていかないと、なかなか若い方が教員になろうと思ってくれないので、中学校はまだ、部活をぜひこれをやりたいというような強い思いを持っている方が一定数いるんですが、小学校がなかなか生きがいといいますか、やりがいというのが今は厳しいのかなということがあるので、そのあたりをしっかりと事務局の方でも検討してみただけたらと思います。よろしくお願ひします。他はよろしいでしょうかね。

それでは、今日はたくさんご意見をいただいたので、実施できるものにつきましては検討していただいて、直していただければと思います。これ以後、また新しい意見がありましたら、検討してみただけたらと思います。

それでは、引き続き、報告事項に移ります。

「倉敷市人権問題意識調査結果報告書について」のご説明を、小野参事、お願ひします。

〈小野参事〉 はい、人権教育推進室の小野でございます。

「倉敷市人権問題意識調査結果報告書」について、概要をご説明いたします。教育委員会資料の16ページ、17ページをご覧ください。併せて、本冊の1ページもご覧ください。本冊につきましては、現在、業者に印刷をお願いしております。本日、間に合いませんでしたので、出来次第、改めてお届けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1部 1 調査概要についてでございます。この調査の目的は、市民の人権問題についての意識を把握することによって、すべての市民の人権が尊重され、差別のない明るい社会をつくるための基礎資料を得ることを目的として5年に1回実施しております。2 調査方法ですが、(1) 調査対象は、令和2年7月31日現在の住民基本台帳に記載されている18歳以上の市民から無作為抽出した3,000名でございます。今回初めて、18歳と19歳を調査対象にしました。(2) 調査方法及び調査時期は、郵送で調査票を配布し、回答済み調査票(無記名)を郵送により回収しました。今回初めてウェブページからの回答も可能としました。調査時期は、令和2年10月1日～11月20日としております。3 調査票の回収状況でございますが、配付数3,000部に対して、有効回答数が1,697件でした。有効回答率は56.6%でした。郵送回答は1,390件で、ウェブ回答は307件で、ウェブの回答率は18%ございました。なお、この調査結果報告書の作成の経過ですが、令和3年6月から9月にかけて、庁内15課室によるワーキンググループ会議を3回開催しまして、調査結果報告書等を作成いたしております。

第2部 調査結果です。3ページをご覧ください。まず、**I あなた自身について**回答者の属性ですが、「男性」41.5%、「女性」56.8%、「その他」0.2%というふうになっております。5ページをご覧ください。「**あ**

あなたは、倉敷市は住みよいところだと思いますか。」という聞き方をしておりますが、この中では、「住みよい」(77.1%)、「どちらともいえない」(18.7%)、「住みにくい」(2.6%)、「無回答」(1.6%)という形になっております。(参考)としまして、平成17年から5年ごとの推移を掲載しております。平成27年から令和2年の5年間には、真備の水害や新型コロナウイルス感染症などもありましたが、「倉敷市は住みよいところだと思う」との回答は、77.1%と微減にとどまっております。6ページをご覧ください。**Ⅱ 人権問題について**「あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。」という質問につきまして、「知っている」(90.2%)、前回より+7.9%伸びております。「知らない」(7.8%)、「無回答」(2.1%)ということで、ここは、よい結果になっているのかなというふうに思っています。続きまして、11ページをご覧ください。ここでは「あなたは、過去5年間に自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。」という問いに対しまして、「ある」(20.3%)、「ない」(79.7%)、「無回答」(0.1%)でございました。12ページをご覧ください。そのうち「あなたは、どのようなことで人権が侵害されたと思われましたか。」という問いがございしますが、上位3つでいいますと「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口」(44.2%)ということで、前回と同じくこれが一番多い状況でございます。2番目が「パワー・ハラスメント」(37.2%)、それから「名誉・信用のき損、侮辱」(16.6%)という形になっております。今回、新たに問いました「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別」、これを問いましたところ、4.7%の方がここを選ばれておりました。続きまして、17ページをご覧ください。「あなたは、過去約5年間で人権問題に関する講演会や研

修会に参加したことがありますか。」という問いにつきまして、「10回以上参加した」(0.9%)、「4～9回参加した」(2.4%)、「1～3回参加した」(12.6%)、「参加したことはない」(82.7%)、「無回答」(1.4%)となっておりまして、前回と同じく「参加したことはない」というのが大変多い状況でございます。18ページをご覧ください。「あなたは、その講演会や研修会に参加して、人権に対する自分の意識が変わったと思いませんか。」というので、参加された方に聞いておりますが、「少し変わった」(70.0%)、「全く変わらない」(19.3%)、「大いに変わった」(9.6%)となっておりまして、「全く変わらない」という方が19.3%いますが、「少し変わった」が70%、「大いに変わった」が9.6%いらっしゃるから、講演会や研修会の有効性は認められますので、人権問題について知ったり、考えたりする機会を更に増やしていくことが必要であると思えます。次に、20ページをご覧ください。**Ⅲ 主な人権課題に関する意識について**「人権課題について、あなたの関心のあるものはどれですか。」というので、一番が「障がいのある人」(52.3%)、「インターネットによる人権侵害」(43.0%)、「感染者等(新型コロナウイルス感染症、HIV感染者等)」(38.3%)という形で、やはり新型コロナウイルス感染症ということに関心があるのかなというふうに思っております。また、倉敷では、平成30年7月豪雨を経験しましたが、「被災者」に関心のある方が19.0%という形になっております。ここから個別の人権課題になるんですが、大変内容が多いので、これについては割愛させていただきますので、また後ほどお読みいただけたらというふうに思います。続きまして、78ページをご覧ください。**Ⅳ 人権課題の解決のための方策について**というので、「あなたは、その人らしさが尊重され、人権が守られる社会をつくる

ためには、特にどのような方法が効果的だと思いますか。」という問いを、今回初めて問うた問題でございますが、上位3つとしては「学校や幼稚園、保育所等における人権教育を充実させること」（42.4%）、「人権侵害に対する規制の強化や救済処置を盛り込んだ法を整備すること」（22.8%）、「テレビ・ラジオによる啓発活動をする事」（21.7%）という形で上位3つになっております。やはり「人権教育の充実」というのが42.4%ありますので、今後は人権教育、それから人権啓発、そういったものをしっかりやっけていかないといけないというふう考えております。

第3部 調査結果のまとめでございますが、86ページをご覧ください。

(3) 今後の人権尊重社会への課題として、3点まとめさせていただいております。「学校や職場などの身近な場や、テレビ・ラジオ、スポーツや文化活動などの親しみやすい媒体や活動を通じて、人権問題について知ったり、考えたりする機会を更に増やしていくことが必要である。」、「人権侵害が起きた時に、だれもが気軽に利用できる相談窓口の周知徹底など、問題解決に向けた支援の充実を図ることが重要である。」、「すべての市民が倉敷市をその人らしさ（個性）が尊重される住みやすいまちと思えるよう、引き続き積極的に人権行政を推進することが重要である。」というふうにまとめさせていただいております。

その他ですが、この調査結果報告書は800冊印刷しまして、主な配付先は、市役所内の全課室、市内の学校園・公民館・図書館、さまざまな関係団体などにお送りして活用していただこうと思っております。また、今回初めての試みとしまして、人権教育推進室のホームページにウェブ版を掲載することとしております。調査結果報告書の活用（例）でございますが、今後、この調査結果報告書を使いまして、学校園や公民館等と調査結果を共有し、それ

を踏まえた計画的な人権教育・人権学習を展開していきたいと思っております。また、これは人権政策部の方の話になりますが、倉敷市の人権政策推進計画が、今後、見直しをされる時がくるかと思いますが、その際に参考にしていきたいと考えております。また、避難所運営マニュアル等へ被災者のところでの結果等を反映させて、今後、避難所運営する際により良いものになるように反映させて、こういったことなどに活用していきたいというふうに考えております。報告は、以上でございます。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、願いたいします。

〈大原委員〉 二点いいですか。どちらも感想だと思って聞いてください。93ページのところに質問があります。問11のところの2番目「家庭の理解・協力が得られず、女性自らが断念しているから」って、何となく違和感があるんですね。女性だけが理解を得ないといけないわけではないですよ。単に、家庭が男性優位に運営されているからでしょと思うんですけど、やっぱり女性は理解を得ないといけないというようなところが、根底にあるということを窺わせてしまいがちで、それが人権課題に関するものにあるというのは、私はすごく違和感がありました。今後、この部分に関しては再検討していただけたらなと思ったのが一点、それから、全体的にご高齢の方に対しても、ハンディキャップのある方に対しても人権意識が低いと思いました。パーセントを見たときに、これが人権侵害って3割の人しか思わないのかとか、そういうのがいくつかありました。それが、年齢別に見たら別に若い人が低いというわけでもないしというところで、もちろん、アンケートでは学校教育が必要だというふうに書いてありましたけれど、やはり私たち自身が、私の世代も含めて、全世代的に人権意識というのを持たなければいけないんだなと

いうことを改めて感じた次第でございます。

〈教育長〉 ありがとうございます。また、しっかり参考にして、次回に役立てていただけだと思います。他の委員さん、特にはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「令和4年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施要項について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉 はい、学校教育部の笠原です。

それでは、別冊「令和4年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施要項」の資料をご覧ください。最初に一点訂正をお願いしたいのが、10ページの中段あたり「4 面接」とございます。面接の日にちが2月9日（水）となっているのですが、10日（木）の誤りでした。申し訳ございません。それでは、元に戻っていただきまして、8月26日の教育委員会におきまして、令和4年度倉敷市立高等学校入学者選抜大要をお示しし説明させていただきましたが、今回は基本的事項が決まりましたので、このことについてご説明をさせていただきます。まず、表紙の裏側に入試日程の一覧（第Ⅰ期）がそこにあります。簡単に言いますと3月8日と9日に学力検査と面接があります。その次のページに（第Ⅱ期）とございます。3月23日に学力検査・面接・作文を一日でしてしまいます。その次のページに（特別入学者選抜）、2月9日に学力検査と10日に面接です。最後に（成人選抜）ですけれど、2月9日に面接と作文です。大体、入試の日程はそのあたりになろうかと思えます。続いて目次がありまして、簡単に大まかなものについてのみ説明をさせていただきますと思います。

まず、1ページでございます。「一般入学者選抜（第Ⅰ期）」についてです。募集を実施する学校は、倉敷翔南高等学校の昼間部と、真備陵南高等学校昼間部の3修、4修のコースの2校です。募集人員は、倉敷翔南高等学校昼間

部が95人、真備陵南高等学校が80人（3修40人，4修40人）でござ
います。そのの[参考]の表の中には、倉敷翔南高等学校が120人となっ
ていますけども、昼間部のみをここで募集するということでございます。

続いて、2ページの「3 入学者選抜のための学力検査」をご覧ください。

学力検査は「県立高校全日制一般入学者選抜」と同じ日の令和4年3月8日

（火）に実施して、国語，数学，英語の3教科及び作文・適性検査を実施し
ます。

次に、3ページでございます。「4 面接」については、次の日の3月9日

（水）に実施します。「5 作文」は倉敷翔南高校においてのみ、「6 適性
検査」は真備陵南高等学校において志願者全員に実施するという変則的な流
れになっております。次に「7 選抜」の（1）選抜の方針の「イ」の中に

コロナ関係のことが書いてありますので、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による中学校等の臨時休業によりまして、中学校等での活
動ができなかったことや部活動等の大会，資格・検定試験の中止等によりま
して、総合所見及び参考となる事項等の記載が少ないことのみをもって、志
願者が不利益を被ることがないよう配慮することを示しております。昨年度
と同様の措置でございます。

4ページ「8 合格者の発表」は令和4年3月16日（水）午前9時から、
各学校のホームページで発表するということになっております。「9 追検

査」ですが、これは（2）申請の「ア」「イ」にありますように、一般入学
者選抜当日に特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者
のうちで、インフルエンザなど学校保健安全法施行規則により学校において
予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者，または、不慮の事故や急
な入院等，やむを得ない理由により第Ⅰ期の一般入学者選抜を受験できなく

なった者が受験できるものですが、5ページの(14)のところをご覧ください。新型コロナウイルスへの感染及び感染の疑いによって保健所から要請があり、追試験をやむを得ず欠席した志願者については、令和4年3月24日(木)に再度受検機会を設けることとしています。昨年も、この子たちの受検がどうなるんだろうかという心配を生徒と保護者、本当にたくさんの方からお問い合わせもありましたが、この措置は、昨年と同様に実施をしていくということでご理解いただけたらと思っています。

あとは、7ページをご覧ください。これは「一般入学者選抜(第Ⅱ期)」についてです。精思高等学校、工業高等学校、倉敷翔南高等学校の夜間部及び玉島高等学校の志願者を対象に実施をされます。募集定員等をご覧ください。玉島高等学校の募集は、今回で最後となります。つまり、来年度、1年生が入りますが、令和5年度は2年、3年だけとなりますので、そういう意味でございます。

8ページの「3 入学選抜者のための学力検査」についてですが、3月23日(水)に実施されて、実施科目は国語、数学、英語と面接も同日に行われます。合格者の発表は3月28日(月)ということになっております。

9ページをご覧ください。「特別入学者選抜」についてです。実施校は、倉敷翔南高等学校及び真備陵南高等学校です。倉敷翔南高等学校は募集定員の50%、真備陵南高等学校は募集定員の30%を募集人員としています。

10ページをご覧ください。「3 学力検査」については、令和4年2月10日(木)となっています。訂正してお詫びした分です。

11ページをご覧ください。「7 合格者の発表」にありますように、高等学校長は2月18日(金)に中学校等の校長を経由して本人に内定の通知を行い、合格発表は3月16日(水)に行うということです。例年と変わって

おりません。

続いて、12ページ「成人のための定時制課程入学選抜」につきましては、若干名の募集で、倉敷翔南高等学校の夜間部、精思、工業、玉島の各高等学校で募集します。面接及び作文を特別入学者選抜と同じく2月9日（水）に実施します。

例年と大きく変わっていることは、基本的にはございません。あとは資料となっておりますので、また、ご覧いただけたらと考えております。以上です。

〈教育長〉 はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆様方で、ご質問等ございましたら、お願いします。

では私の方から、内申書の扱いなんですけど、文部科学省の方から、いわゆる新型コロナウイルスを原因として自主休校した子は欠席扱いとしないこと、それを入試に反映させないような通知が出ていると思うんですが、その内申書の書き方は昨年と違っているところはあるんですかね。県教委は欠席数のみで、ただ私立などは、いわゆる出席日数がいくつあって、皆勤賞というのがあって、いわゆる昔で言ったら授業料免除になるとかですね、かなり特典があるので、かなり心配されて、書き振りを教えてくださいというのが結構あるのですが。

〈笠原部長〉 ちょっと確認をさせてもらえたらと思います。

〈教育長〉 また、次回で結構です。たぶん、保護者の方で自主的に休んだのが受検で不利にならないだろうかという、たぶん、ご心配の方も多と思うので、そこは大丈夫ですと、ぜひ機会があれば言ってあげていただければと思いますので、よろしくお願いします。そこが、昨年と大きく違っているんじゃないかと思います。他はよろしいでしょうか。

〈難波委員〉 ちょっと教えていただきたいのが、各学校の定員に対する生徒の在籍率とい

うか、今どの程度、各学校に生徒がいるんですかね。すぐ分からなかったら次回でもいいですので。

〈教育長〉 それでは、1時間半が過ぎましたので、ここで45分まで休憩を取りたいと思いますので、ちょっと休憩してください。

(一時休憩)

それでは、会議を再開します。先程の難波委員の回答がもし分かれば、教えていただければと思います。

〈根岸次長〉 はい、学校教育部の根岸です。

ちょっとパーセントまで計算しきれてないんですけども、高校の方は、今ご説明させていただいたように、募集定員を設定しまして、そこからどれぐらいの学生さんが来ているかというような状況の方を数字で述べさせていただきます。まず、精思高校につきましては、夜間部の普通科が80人の募集定員に対して、今年度の1年生が18人入っていて、全体は51人ということになっています。それから、夜間部の商業科が募集人員40人に対して、1年生が9人入ってまして、全体は42人ということになっています。それから、工業高校については、機械科は募集人員80人に対して、1年生が11人、全体では33人となっています。それから、電気科は募集人員40人に対して、1年生が3人、全体では20人となっています。それから、翔南高校につきましては、昼間部が95人の募集に対して、1年生が71人入りまして、全体では213人、夜間部については募集人員25人に対して、1年生が6人入っておりまして、全体では28人、玉島高校につきましては、募集人員が80人に対して、1年生が27人、全体では66人入っています。それから、夜間部につきましては、募集人員80人に対して、1年生が8人、全体では24人ということになっています。最後に、真

備陵南高校については、募集人員40人（昼間部3修）に対して、1年生が22人、全体では78人、それから、募集人員40人（昼間部4修）に対して、9人ということで、全体では34人ということになっています。今申し上げたのも、お聞きいただいて分かるように、募集人員を満たすようなことはなく、かなり、実際に入ってくる生徒数が限られてくるということで、そういうことも踏まえまして、地域状況を見ながら、今後の高等学校の体制・整備や在り方について提言いただいたものを元に、まずは、玉島高校と精思高校の統合ということで、昔から倉敷市の産業を支えてきた働きながら学ぶ、いわゆる学生さんがほとんどいなくなり、いろいろな事情とかで、中学の不登校であったりとか、支援が必要であったりというような子どもがほとんどになっていて、非常に状況が変わってきております。ですので、今後、倉敷市や教育委員会としては、高等学校の教育内容の見直しであったり、どういった高校、魅力ある高校をつくるかということについて提言の方をいただいておりますので、それに向けて詳細な計画を立てながら審査していただきたいと考えております。

〈難波委員〉やはり、定員に対してこれぐらいの人数でやっておられるのは、今言われたとおりですが、もちろん希望する生徒もいるし、そこでしかやっつけられない子はもちろんいると思うので、続けていただきたいですけども、やっぱりいろんな状況がありますし、そういうことは考えながら、今後、長期的な方針を考えていかざるを得ないかなという感じはしますね。

〈教育長〉それでは、続きまして、「令和4年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施要項について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉「令和4年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施要項について」主な内容についてご報告します。別冊の資料をご覧ください。「1 募集」の

(1) の応募資格についてはお読みください。(2) の募集定員は、普通科 35 名となっています。「2」では、通学区域、いわゆる学区をお示ししております。「3」では、出願に関して書いております。(1) に「出願の条件・制限」を示しておりますが、身辺自立や自力通学等についての要件を求めています。ウでは出願制限としての学区について、エでは県立特別支援学校高等部への重複出願の制限について示しています。(2) の「出願の期間」は令和 4 年 1 月 11 日 (火) ～ 1 月 14 日 (金) の午前 9 時から午後 5 時までとしており、郵送の場合は 1 月 13 日 (木) の午後 5 時必着としております。次のページ (4) の「出願前教育相談」についてですが、出願にあたっては、この出願前教育相談を選抜前に必ず受けていただくようになっておりまして、その後、学校長を通じて出願用の書類をお渡ししております。「4」は検査・面接について示しております。実施期日は令和 4 年 1 月 21 日 (金) で、倉敷支援学校で行います。検査は、知的能力や作業能力の検査で面接も実施をします。「5」「6」の内容はお読みください。合格者の発表は「7」のとおり、令和 4 年 2 月 10 日 (木) に行います。「8」に検査当日に特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者の追検査について示しております。次のページですが、「9」に「検査の評価点等の個人情報の開示」について示しております。市の個人情報保護条例の規定に基づきまして、諸検査の評価点が自己情報として開示できることなどについて示しております。「10」から「12」についてはお読みください。実施要項の以降のページは、様々な手続きの様式などですので、ご覧いただけたらと思います。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、願います。

ここの支援学校の出欠は欠席日数だけなんです。出席日数は入れてないんです。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査及び倉敷市問題行動に関する調査について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉資料18ページをご覧ください。本調査については、委員の皆様には、「ご報告」として10月13日（水）にご連絡させていただいたものです。

まず、「(1) いじめ」についてですが、委員の皆様ご承知のように、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、ある意味「特別な1年」でございました。「倉敷市」のいじめの「認知件数」は、小学校で723件、中学校で241件、1,000人当たりの件数を見ますと、小学校では「全国」の66.5件の半数弱26.8件、中学校では「全国」の24.9件より6件ほど少ない18.9件となっております。カッコ内には、前年度の件数も参考に載せておりますが、コロナ禍の中、「全国」「岡山県」「倉敷市」ともに、小学校で13～19%の減少、中学校でも24～32%の減少となっております。これは、一斉休校等で授業日数が短縮され、児童生徒が対面でのやりとりをする機会が減ったことや、新型コロナウイルスに関連したいじめや差別の防止に向けて、学校生活の中で子どもたちの言動に、より注意を払いながら丁寧に指導にあたったこと等が背景にあると考えております。また、解消率は小学校で72.3%、中学校で71.4%と、岡山県平均よりは良い状況にはあるものの、全国平均は下回っています。これは、いじめの解消の定義であります「いじめが止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること等」の徹底を図り、「解消しているもの」と安易に判断することなく、経過をしっかりと観察しながら、各学校で慎重に「いじ

め問題」に取り組んでいる結果であると考えております。いじめの積極的な認知の取り組みとしましては、子どもたちの小さなサインを見逃さないように、日頃から児童生徒のそばで状況を観察し、アンケート調査や教育相談の実施はもとより、本年度は「いじめの認知に向けて」といったチラシも作成・配布しまして、いじめの早期発見・早期解消の学校への周知を行っているところでございます。今後も「コロナいじめ」といった事態等が生じないように、丁寧な対応に気を配ってまいりたいと考えております。

次に、「(2) 不登校」についてです。先程も話題になりました。小学校では出現率0.85%，中学校では2.76%と、岡山県や全国と比較すると低い状況にありますが、カッコ内の昨年度の数値と比較しますと、全国や岡山県と同様に、近年、増加傾向にございます。不登校の要因としましては、無気力や不安感など本人の抱える課題とともに友人関係、家庭の状況などが複合的に絡み合っている事案が増加してきている現状がございます。また、昨春の一斉休校などで、登校できない重圧から解放され、状況が好転した児童生徒もいた一方、生活の乱れも生じたケースもございました。本年度も、小学校には市内63校中46校に「不登校児童支援員」、中学校では市内26校すべてに「不登校生徒支援員」を配置して、登校支援や別室支援等を行っております。また、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）に積極的に接続するとともに、学校復帰を目指して、本人や保護者との相談支援や学校の別室登校、適応指導教室「ふれあい教室」への通室等を通して、登校支援を積極的に進めてまいりたいと考えております。最後に、「(3) 暴力行為」、次のページでございます。この「暴力行為」は、4つのカテゴリーの合計でございます。1つ目は、児童生徒同士で発生する「生徒間暴力」、2つ目は、教師に対して行われる「対教師暴力」、3つ目は、

人間関係のない相手に対する暴力である「対人暴力」、最後に4つ目は、物を壊す「器物損壊」です。「倉敷市」の小中学校の発生件数の7割強は「生徒間暴力」となっておりまして、感情のコントロールの未熟さや人間関係の希薄さ等が影響していると考えております。「倉敷市」の数値を見ますと、小学校で58件、中学校で116件と、カッコ内の昨年度に比べて減少しています。これは、コロナ禍でさまざまな活動が制限され、対面での交流機会が減ったことなども要因に含まれているものと考えております。また、「岡山県」と比べると、小・中学校とも1,000人当たりの発生件数は下回っていますが、特に、中学校で全国を上回る状況が「倉敷市」も「岡山県」も続いております。これは、先の「生徒間暴力」が年々増加していることにもよると分析をしております。取り組みとしましては、警察等の関係機関と連携した「防犯教室」や「非行防止教室」等の実施、また、保護者・教職員を対象とした研修会の開催、そして、学校だけでは解決が困難なケースについては、学校警察連絡室や本庁の法務課の助言、そして「学校問題支援プロジェクト事業」の構成員である弁護士へのメール相談、ケース会議の実施等の対応を行っております。一方、一人一人の子どもたちが自己肯定感を高め、望ましい行動を増やしていく「ポジティブな行動介入支援」PBI Sの取り組みや、感情のコントロール等を目的として、自らの怒りの対処の仕方を学ぶ「アンガー・マネジメント」等の授業も実施しながら、子どもの健全育成に粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉 ここにはないのですが、市立高校に関しても、傾向は同じ感じですか。

〈笠原部長〉 不登校については、小・中学校よりも多い状況です。先程、話題にもなりま

したように、倉敷市の場合は定時制を5校持っておりますが、7割近くが不登校を経験したことがあり、学校への適応がだんだん悪くなってきたときに学校に来られない、遅刻して来るみたいな傾向でいますものですから、高等学校の方が不登校の率が高いと思います。それから、いじめについてみますと、カテゴリーで言いますと、いわゆるネットトラブル、どうしても持っているものからスマホなどを使ったトラブルが多いのが高等学校の特徴かと思います。逆に、暴力行為の件数は比較的少ないです。

〈根岸次長〉 学校教育部の根岸でございます。

今の笠原部長の説明に付けさせていただきますと、率としては多いんですけども、3年間ないし4年間の推移をみてみますと、登校できなかった子が多かったのが、それが大部分が登校できるようになっているということで、改善率も高いということをつけ加えさせていただきます。

〈大原委員〉 ありがとうございます。

〈難波委員〉 今回、この数字を調べていて、結局、小学校は平成26年で112人だったのが倍になって106人増えて、令和2年度だったら230人ですね。中学生も徐々に増えて300人だったのが351人ぐらいになっていますけど、やっぱり、その原因の特定というのはなかなか難しいかなとは思いますが、やっぱり、人間関係、いじめ、それから、無気力であったり、いろんなことがあると思うんですけど、その部分を見つけ出すというか、その子の原因を分かってあげることでそれが解消につなげていけるので、先生であったり、養護教諭であったり、不登校支援員の人たちには、その部分をよく聞いてあげて、それを解決する努力の方へ進めていただくよう、よろしくお願ひします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「出張mini学校給食展の開催について」のご説明を、三宅参事、お願いします。

〈三宅参事〉はい、学校教育部の三宅でございます。

mini学校給食展のチラシを添付しておりますので、そちらの方をご覧ください。1月29日に開催予定の「出張mini学校給食展」でございますが、当日は、午前11時からアリオ倉敷1階センターコート横において「～来て 見て 体験！！ 倉敷の新しい食育～」というのをテーマに、学校給食の現状について、市民の理解と関心を高め、これからの学校給食の役割やあり方について、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の心身の健全な育成に努めることを目的に実施いたします。内容といたしましては、学校栄養士が作成した給食に関する掲示資料・アレルギー対応レシピ・食育動画などを紹介し、市民の学校給食や食育への理解を深めるきっかけとしたいと考えております。また、会場では、このチラシの中ほどにも記しているんですが、QRコードを読み取るとクイズが出てくるようになっているんですが、こういったGoogleフォームを活用した学校給食に関する食育クイズができるようになっております。小学校低学年から大人まで参加できるよう、難易度によってレベルを設定しておりますので、ご自身のスマホを使ってQRコードを読み取って、その場でクイズに答えていただくようになっています。参加者先着200名には実際に給食で提供されているゼリーなどをプレゼントしたいというふうに考えています。参加人数としましては、昨年度はイオン倉敷で実施した際に450人でした。今回は、場所がアリオ倉敷に変えておりますので、今後のコロナ感染の状況によっては、中止となる場合もあるかもしれませんが、学校給食週間にもあたっておりますので、コロナ感染の状況に対応しながらやっていきたいというふうに考えております

ので、よろしく申し上げます。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、願います。

〈沼本委員〉 イオンからアリオに変えた理由を教えてください。

〈三宅参事〉 日程調整の際に、空いてなかったということがあって、それでアリオさんに声をかけてみようかなというふうな感じの流れです。

〈沼本委員〉 前回のイオンの場所が、すごく良かったというのをちょっとお聞きしていたので、ぜひ、イオンを超すぐらいの参加者数を期待します。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「学校給食試食会の開催について」のご説明を、三宅参事、願います。

〈三宅参事〉 「学校給食試食会の開催について」ご報告をさせていただきます。教育委員会資料20ページと別添でチラシも付けておりますのでご覧ください。倉敷中央学校給食共同調理場は、「食育推進の拠点施設」として、安全安心な学校給食について理解を深めていただけるように、見学コースの設置や徹底した衛生管理のもとでの給食調理について解説するDVD上映などを行っております。昨年は、11月から市内在住の方を対象に、実際に給食を喫食できる「試食会」を実施いたしまして、11月から3月まで計5回で、延べ128人の方にご参加いただき、参加者アンケートでも、大変良い評価をいただいています。今年度は、新型コロナウイルス感染症対応で実施を控えておりましたが、コロナも落ち着きつつあることから、試食会を再開したいと考えまして、1月から3月にかけて、3回開催を予定しております。対象者は市内在住の方で各回30名までとし、QRコードで申し込み受付を行うこととしています。応募者多数の場合は抽選としたいと考えております。この試

食会では、中央調理場の施設紹介と見学、献立や衛生管理に関する説明、食育ミニ講座などを行って、試食後にはアンケートを実施、ご協力いただくように考えております。以上、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、願います。特にはよろしいでしょうかね。

それでは、続きまして、『アレルギーの人も安心して食べられる！クリスマスバイキング』の開催についてのご説明を、三宅参事、願います。

〈三宅参事〉 はい、学校教育部の三宅でございます。

これも毎年開催しているものですが、クリスマスバイキングについて、チラシを添付しておりますので、そちらをご覧ください。一昨年、昨年と実施しまして、大変好評でした食物アレルギーを含まない「クリスマスバイキング」を、倉敷中央学校給食共同調理場で、検温や消毒など十分な対策を講じた上で実施したいと思っております。これは、高梁川流域自治体連携事業として実施いたします。小麦、卵、牛乳などのアレルギーを持つ子どもの中には、まだまだレストランや食堂などでアレルギー表示が進んでいないところも多いということもありまして、外食しづらい家庭が多いということです。特に、クリスマスや誕生日などの行事食にはアレルギーを含むメニューが多いということから、クリスマスの時期に、こういった親子がアレルギーを全く気にせず、好きなだけ自分の手で取って食べるという体験を提供したいと、また、そういった機会に、保護者の方々が、食物アレルギーやアレルギーフリー献立などについて、子どもから目を離して、お互いいろいろお話ができるという貴重な機会となるよう企画をいたしております。募集については、学校を通じて既に行っておりまして、参加者については抽選により決定することとしております。実施にあたっては、コロナ感染症対策を講じた上で、食物ア

アレルギーに対しての啓発と、倉敷市の学校給食の取り組みについて情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、願います。

〈大原委員〉 これ、高梁川流域の各自治体持ち回りでなくて、倉敷で常に開催されるんですか。

〈三宅参事〉 倉敷市が事務局になりまして、ただ、アレルギーを持っている子どもが対象になるので、周辺自治体の栄養士の方が、児童生徒のアレルギー情報を持っておられますので、そういった方には声をかけていただいて参加を募るといふふうな手続きで、当日も、周辺の自治体の方たちにも調理も行っていただくというふうな感じの共同事業になっています。

〈大原委員〉 つまり、そういった子たちの分をまかなえる場所は、倉敷の方が一番安全だと、新見の小学生が毎年来るのは大変だろうなと思って、持ち回りだったらいいのにと考えたんです。でも、ハード的に倉敷でないと、というところですか。

〈三宅参事〉 いわゆる普段の給食を調理する調理場ではなくて、料理教室のようにやる、いわゆる別の調理室を持っているところは、やっぱり倉敷が一番キャパシティーがあるということがあると思います。あと、一応、周辺自治体は少なくとも1組は参加できるような形で、全体で25組というふうな抽選の振り分けもしております。

〈教育長〉 他はよろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議題はすべて終了しました。それでは、事務局の方で、何かその他でありましたら。

〈辻参事〉 二点ございます。まず、一点目が議案第49号のところでご質問いただきま

した、学校の自動水洗の状況でございます。どこにいくつされているかということまでは、ちょっと現時点で把握できてないところでございますが、自動水洗を設置する方針としましては、現在行っております、学校のトイレの洋式化改修におきまして、多目的トイレには自動水洗を設置する、それから、多目的トイレ以外であっても手すりを付けている手洗い場については、自動水洗とするということにしておりますので、よろしくお願いいたします。

二点目でございますが、先の市民文教委員会でG I G Aスクール構想のパソコンの活用状況についてご報告をいたしましたので、教育委員会でもご報告させていただきたいと思っております。ちょっと数が多いのですが、よろしくお願いいたします。まず、活用状況としまして、先の9月補正予算でストリーミングの授業配信の予算が付きましたが、その元となりましたY o u T u b e配信を利用したオンライン授業参観というのをやっております。こちら長尾小学校で、令和3年7月5日と6日にやっています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、授業参観できない中での対応策の一つとして、学校側の要望により実証実験として実施をしたものでございます。対象は全学年、全クラスでございました。1年生、2年生では5クラス、3年生、4年生では3クラス、5年生、6年生では4クラスを実施をいたしました。

それから、パソコンの持ち帰りの実証実験を現在行っております。こちら連島神亀小学校で、10月は6年生、11月は5年生で実施をしております。対象人数は、5年生は2クラス56人、6年生は2クラス50人でございます。こちらパソコンの持ち帰りを行った場合の課題等を明確にするために実施するもので、いかに「持ち帰りをを行う」というものではありません。効果的な家庭学習を行うためには、どのような課題を出し、どのような提出方法が良いのか、持ち帰る児童への負担、サポートする保護者の負担などを検証す

るため実施をしているところでございます。プリントなど通常の課題に加えまして、笛の練習や音読の様子をカメラで撮影し、動画を提出するなどのパソコンの機能を利用した課題を与えて実証を行っているところでございます。この実証にあたりましては、家庭にパソコンや通信環境がある場合には、それを利用することとしておりまして、実際にパソコンを持ち帰ったのは、学年の3分の1程度でございます。それから、Wi-Fiルータの貸出は、6年生で4人、5年生では3人でございました。今、実証実験中でございますが、なかなか課題の出し方が難しいなということを経験の教員から聞いておりますが、また、検証してまいりたいと考えております。

続きまして、先進的な授業での活用事例の方をご紹介したいと思います。まず、水島小学校で行われている授業でございますが、こちら6年生の社会科の授業におきまして、課題に対しグループで調べる、考えをまとめる、発表資料を作成するといった共同作業をパソコン上で行っている授業を行っています。通常であれば、この課題を行うのには3時限程度の時間が必要でございますが、この授業支援ソフトであるロイロノートスクールの機能をフルに活用することで、大体1時限程度で完了させているような状況でございます。また、水島小学校の児童は、大体1分間に200文字のタイピングができると聞いております。ちなみに、私もやってみましたが、大体149文字でした。比較的、早いと思っているんですが、それを超えるようなタイピングを出せるというような児童が多いということでございます。それから、水島中学校では、生徒会の選挙の立ち合い演説をオンライン配信を利用して行ったと聞いております。こちら9月22日に実施をしたそうでございます。それから、倉敷南小学校では、2年生の生活科の学習で、従来、お店や事業所など現場へ出向いて行っていた地域学習をオンラインで行ったと聞いて

おります。これは、地域のコンビニエンスストアでありますとか、肉屋さん
でありますとか、リフォーム店など、そういった事業者の皆様の協力を得て、
学校の教室とその事業者の皆様をオンラインで結び、双方向でやり取りを行
いながら学習を行ったと聞いております。オンラインで行った利点としまし
ては、子どもの要望に対して、例えば、コンビニの店長さんが、子どもが店
の裏側を見たいという要望がきましたら、カメラを持って、スマホのカメラ
ですけど、スマホを後ろへ持って行って見せてくれたりしたとか、肉屋さん
であれば、肉を切るところを見たいという要望に対して、通常であれば、衛
生面の関係がありますし、生徒が入ることはできないんですけども、店員さ
んがカメラを持ちながら肉を切るような様子を見せてくれたと聞いており
ます。児童も大変喜んで、良い学習になったと聞いております。それから、
倉敷南小学校では、養護教諭が校内ではございますが、複数のクラスを対象
に一斉に双方向のオンライン授業を行ったということも聞いております。校
内ではありますけども、一旦、インターネットで外に出ておりますので、実
際は、家庭を結んだときと同じような状況に近いもので実施をしたというこ
とを聞いております。特に問題なくできたという報告がきております。それ
から、多津美中学校ほか、複数の中学校におきましては、体育会の様子をオ
ンライン配信したと聞いております。これで、以上のような活用の報告が今
きているところでございました。これはどんどん増えておりますので、また、
まとめて紹介させていただければと思っております。

それからもう一つ、これは学校での活用事例ではございませんけども、現在、
倉敷市におきまして、デジタル教科書のフィージビリティ検証事業というの
が行われております。フィージビリティといいますのは、実現可能性という
ことのようなのです。これは、文部科学省が民間事業者を選定をいたしまして、

全国6か所で実施しております事業でございます。倉敷市もそのモデル地域の一つに選定されまして、琴浦中学校と連島南小学校で9月から実施しているところでございます。児童生徒用デジタル教科書は、クラウド方式で外部のサーバから配信する方法が検討しております。そうなりますと、全国から1か所のサーバにアクセスが集中するということで、通信障害が発生することが懸念されていることから、国におきまして、実用可能性を検証するために実施しているものでございます。本市が選定された理由としましては、これは明らかにはされてないんですけども、センター方式のインターネットの接続で、10Gbという、現時点では、考えられる一番速いネットを整備したということで、選定したものと考えられております。こちらは、事業者が管理会社が主になってやっておりますので、市でありますとか学校の負担はほとんどなく、ただ、デジタル教科書がフルに使えるという利点があるということで、参加をさせていただいているところでございます。ご報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。只今のご説明で、何かご質問等ございましたら。

〈大原委員〉 デジタル庁が小学生向けにアンケートをとっているじゃないですか、1台のパソコンでどうでしたかみたいな。あれを倉敷市でもとってらっしゃるのか、とられるご予定があるのか、ちょうど教えていただきたいと思っていたので。

〈辻参事〉 状況を確認いたしまして、また、ご報告させていただきます。

〈大原委員〉 小学生たちがもう自分で入力して、結構、考えてらっしゃるなと思ったので、ぜひやってみてください。お願いします。

〈教育長〉 私の方から。今日紹介してくださったのを、例えば、一覧表にさせていただいて、ぜひ校長会で配っていただいて、学校でこういう取り組みをしているの

を配ると、たぶん興味がある校長は、ここの学校へ直接連絡して、どういうやり方をしたのかというので、横のネットワークが広がってくると思うので、ぜひ校長会でも、たぶん小・中学校に分かれて一覧表でこの学校はこういう実証実験をやったという、今いろんなことをやってると思うので、それをしっかり市内へ広げていただければ、非常にありがたいなと思うのですが。

〈辻参事〉 今後、こういった活用事例を共有していくことが一番重要だと考えておりますので、そちらの検討も行っております。先程、紹介いたしました水島小学校につきましては、授業を公開授業という形で行っておりまして、市内の他の学校からよく見に来ているということも聞いておりますので、そういったことを進めてまいりたいと思います。

〈教育長〉 できたら、どこかの学校でもオンラインで配信していただいて、行かなくても自分の学校で授業がこういうことをやってるんだなというのが、どこか見えるようになれば一番だと思います。検討してみてください。お願いします。

〈沼本委員〉 前回、教育長も言われましたが、先生自身の指導の向上のために、先生の授業風景をY o u T u b eで流すなどを実施していただければ、仁科委員の言われた指標の評価の「ICTを活用して指導できる教員の割合」というのが、各段に増えるのではないかと思いますので、是非、教員の方にも活用をよろしくお願いします。

〈辻参事〉 好事例については、オープンにはできませんが、内部で共有するシステムもありますので、そちらでどの教員も見られるようにするなどして、活用して参りたいと思います。

〈教育長〉 他はよろしいでしょうか。

事務局の方でもう「その他」はよろしいですか。

それでは、恒例ですが、難波先生からお願いします。

〈難波委員〉 皆さん思いは同じだと思います。最近ではコロナの感染者が過去最低を更新しておりますので、第6波が来ない事を願っているというのが、皆さんのお気持ちだと思います。

今、ドイツや韓国で「ブレイクスルー感染」というのが言われています。ワクチン接種をしたのに、感染してしまうという事です。いろんなワクチンでのデータが届いているのですが、ブレイクスルー感染が多いのは、免疫力の率が低い「Johnson&Johnson」とか「アストラゼネカ」であって、日本で沢山打った「ファイザー」や「モデルナ」のワクチンはブレイクスルー感染が少ないという事が言われていて、皆さんには少し安心してもらったらいいかと思います。安心していろんな対応が疎かにならないようにと思っています。学校では、以前から申し上げているように、春までは今くらいの3密を避ける、手洗いの励行、マスク着用、給食の対応を続ける必要があると思っています。そうした最大限の対応をした上で、卒業式や入学式を、どうにか実施できれば、その次の令和4年度には、明るい光が見えているのではないかと思います。

ワクチンのお話ですが、現在12歳以上の接種が可能になっております。今も小学校6年生が12歳の誕生日が来たら、すぐ打とうという事で、その部分はかなり接種率が上がってきているような気がします。

来年2月くらいから日本でも5歳以上、11歳以下が接種対象者になりそう。その人たちの発熱や喉の痛みなどの有害事象、副反応の出る率は、そこより上の12歳から高校生のそれに比べて、半分くらいだと言われています。私個人の感覚としては年長児から小学校6年生までが入ってくるのですが、その人たちの接種が進む事によって、免疫を持ってくれば、令和4年度、5年度は大きな変異株が出ない限り、コロナ感染症は普通の風邪にな

っていくのではないかと考えています。

なかなか現場では手が掛かって大変なのですが、5歳から11歳までは0.2ml（成人用ワクチンの0.1mlに相当）で、12歳からは0.3mlです。今はファイザーのワクチンしか打てません。ファイザーはモデルナに比べて副反応が少ないですが、各保護者には考えがありますし、「それほど感染しないのなら、接種はしなくて良いのではないか」という保護者も多いようですから、その部分は専門家に聞くとか、厚労省のホームページを見るかして、小学生の保護者の方が決めていただければいいと思います。是非、来年の卒業式や入学式が普通どおりにできる事を願っています。思いは同じです。

〈教育長〉 それでは、長くなりましたが、本日の教育委員会を全て終了いたしました。長時間ありがとうございました。